

施設園芸燃料価格高騰支援事業実施要領

徳島県農業協同組合中央会

令和6年7月5日制定

(目的)

第1条 世界情勢を背景に燃料価格が高騰・高止まりする中、施設園芸栽培では経営費に占める燃料費割合が高いことから、農業者の経営への影響が危惧される。そこで、農業者の経営安定はもとより、施設園芸産地の維持・発展を図るため、燃料（A重油、灯油、LPガス）を使用し、省エネ技術に取り組む農業者に対して、高騰する燃料購入費の緊急的な支援を行い、省エネで持続可能な産地育成を推進する。

(支援金の支援対象者等)

第2条 支援対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

(2) 徳島県内に居住し、県内で施設園芸を営む農業者又は徳島県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人であって、園芸用施設において、野菜類、果樹類又は花き類等を生産し、それらを販売している者で構成されていること。

(3) 国の令和5事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット制度」という。）」へ加入し、燃料価格高騰に対応した積立コースを選択していること。

(4) 燃料使用量を15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を実践すること。

2 支援対象の燃料は、県内の園芸用施設の加温に供するため、令和5年12月から令和6年3月まで（以下「対象期間」という。）に購入したA重油、灯油及びLPガスとする。

(支援金)

第3条 支援金の交付は、対象期間の各月ごとに、当該月の燃料平均価格（セーフティネット制度における当該月の全国平均価格）が、基準価格（セーフティネット制度における発動基準価格）を超えた場合に、予算の範囲内で行うものとする。

2 施設園芸用燃料の単位数量当たりの支援金額（以下「支援金単価」という。）は、次に掲げる算式により算出された額を限度とする。

(A 重油及び灯油)

支援金単価 (円/リットル) (小数点第 2 位切捨) =

(当該月の燃料平均価格 (円/リットル) - 基準価格 (円/リットル)) $\times 1/2 \times 1/3$

(L P ガス)

支援金単価 (円/キログラム) (小数点第 2 位切捨) =

(当該月の燃料平均価格 (円/キログラム) - 基準価格 (円/キログラム)) $\times 1/2 \times 1/3$

- 3 各月ごとの支援金の交付額は次に掲げる算式により、燃料ごとに算出された額を限度とする。

当該月支援金交付額 (円) (円未満切捨) = 支援金単価 $\times$ 支援対象となる燃料数量

(支援金の申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、施設園芸燃料価格高騰支援事業支援金交付要綱第 4 条に規定する申請書類に、別表に掲げる各書類を添付して、徳島県農業協同組合中央会代表理事会長（以下「会長」という。）が別に定める申請受付期間に中央会に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第 5 条 中央会は前条の規定により提出された申請書類を受理したときは、速やかにその内容を確認し、要件を満たしていると認められるものについて徳島県に送付する。

- 2 徳島県が交付を決定したものについて、支援金を支出するとともに、速やかに申請者へ支払通知書を送付するものとする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第 6 条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。

別表（第4条関係） 申請書類の添付書類

1	様式第1号別添 構成員一覧表
2	燃料の購入実績根拠資料
3	交付申請書チェックリスト